

令和6年度 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

～当院の取り組み～

当院では、平成29年4月より勤務医の負担軽減を目的とした「多職種業務分担検討委員会」を立ち上げ、『医師の事務的な業務を代行する事務職員の増員』や『外来診療の縮小』を行った。その後、平成30年8月に厚生労働省がとりまとめた『医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取り組み』等を参考に、令和4年4月より『タスクシフト・タスクシェア委員会』にその活動の場を移し、継続して医師の負担軽減に考慮し、各職種が協力して医療介護を提供する体制を構築している。

項目	取り組み内容	具体的な取り組み内容
医師の労働時間管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間を客観的に把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの継続 ・タイムカードの導入。人事システムの導入予定 出退勤記録の適切な運用とともに、打刻実施率の向上を図る為の対策と目標の設定 ・時間外労働の個人別、診療科別時間数の把握に向けた課題の明確化 ・医師確保につながる取り組みの継続
既存の産業保健の仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な衛生委員会の開催 ・産業医との面接 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の個人別、診療科別の業務内容の分析と課題の明確化 ・特定の診療科、特定の医師に長時間労働が偏る課題の改善
タスクシフトシェア（業務移管）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・院内各部門による業務移管の積極的な検討 <ul style="list-style-type: none"> ○包括指示の検討・活用 ○服薬指導 ○静脈採血等の実施 ○認定看護師、特定行為研修者の養成 ○検査手順の説明 ○入院の説明 ○医師事務作業補助者の配置及び人員の維持・確保 ○地域医療連携室及びMSWによる他施設等への転院受け入れ交渉、療養施設への入所案内 ○業務をシフトシェアされる側の人員確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括指示の活用 看護師が実施可能な医療行為等の包括指示の拡充 ・病棟専任の薬剤師の配置（薬剤師の積極的介入） ・看護師及び臨床検査技師による静脈採血の実施 看護師による静脈ラインの確保・静脈注射の実施 外来における採血室へ看護師・臨床検査技師の配置と検査科を主体とした運営 ・認定看護師等の活用 ・ドクターズクラークの積極的な活用 ・事務員による入院等の説明の実施 ・返書、診断書等作成支援 ・MSW・Ns等による施設入所案内 ・各職種における診療報酬想定以上の処遇改善策
医師等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの継続（短時間勤務体制導入済） ・業務内容の見直しと支援体制の構築
勤務計画上連続当直を行わない勤務体制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・当直表作成前の希望調査 ・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取り組みの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保につながる取り組みの継続 ・非常勤勤務者、スポット勤務者の活用 ・職員による紹介制度の見直し
働きやすい環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医師増員に伴う医局環境の整備 ・電子書籍等による文献検索の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医局環境改善検討（机・ロッカーの設置場所等）
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み継続 ・働き方改革に向けた取り組み事項の報告と周知（医局会、スタッフ会議等） ・諸会議の開催時間の勤務時間内検討と所要時間の短縮 ・年次有給休暇の取得予定計画の策定、休暇取得時の支援体制の構築